県　章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
（当日が県の休日に当たるときは休刊とする。）

目　　次

告　示
○公有水面埋立ての免許・２件（港湾課）……1
○土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（都市計画・モノレール課）……4
公　告
○予算の公表（財政課）……5
○特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）……5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課）……5
○宅地建物取引業者に対する業務停止命令（建築指導課）……5
○開発行為に関する工事の完了（建築指導課）……5

告　　示

沖縄県告示第267号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第２条第１項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成21年４月17日

野甫港港湾管理者　沖縄県
代表者　沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

1　埋立免許の年月日及び指令番号　平成21年３月31日　沖縄県指令土第452号
2　免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
⑴　免許を受けた者　那覇市泉崎１丁目２番２号　沖縄県
⑵　代表者　那覇市寄宮１丁目７番１号　沖縄県知事　仲井眞弘多
3　埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
⑴　埋立区域
ア　位置
(ｱ)　Ａ区域　伊平屋村字野甫コシノ川原１番７、１番５及び194番８の地先公有水面
(ｲ)　Ｂ区域　伊平屋村字野甫コシノ川原194番８の地先公有水面
イ　区域
(ｱ)　Ａ区域　次の各地点のうち①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線、⑥の地点から⑧の地点までを結ぶ平成20年の春分の満潮位（D.L.+1.84メートル）における公有水面と陸地との境界線及び①の地点と⑧の地点を結ぶ平成20年の春分の満潮位（D.L.+1.84メートル）における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域
①の地点　四等三角点東５野甫（北緯26度59分27秒9163、東経127度55分15秒4586）から40度13分９秒803.67メートルの地点
②の地点　①の地点から45度33分34秒14.49メートルの地点
③の地点　②の地点から135度33分34秒43.31メートルの地点
④の地点　③の地点から225度33分34秒2.34メートルの地点
⑤の地点　④の地点から135度33分34秒7.36メートルの地点

⑥の地点　⑤の地点から225度33分34秒16.01メートルの地点
⑦の地点　⑥の地点から315度35分58秒17.48メートルの地点
⑧の地点　⑦の地点から44度19分10秒0.89メートルの地点

(ｲ) Ｂ区域　次の各地点のうち⑨の地点から⑬の地点までを順次に結んだ線、⑬の地点から⑯の地点までを結ぶ平成20年の春分の満潮位（D.L.+1.84メートル）における公有水面と陸地との境界線及び⑨の地点と⑯の地点を結ぶ平成20年の春分の満潮位（D.L.+1.84メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑨の地点　四等三角点東５野甫（北緯26度59分27秒9163、東経127度55分15秒4586）から41度４分８秒717.39メートルの地点
⑩の地点　⑨の地点から225度33分47秒23.46メートルの地点
⑪の地点　⑩の地点から135度33分47秒0.34メートルの地点
⑫の地点　⑪の地点から225度33分47秒4.00メートルの地点
⑬の地点　⑫の地点から315度33分47秒7.24メートルの地点
⑭の地点　⑬の地点から67度19分45秒8.27メートルの地点
⑮の地点　⑭の地点から42度45分49秒13.41メートルの地点
⑯の地点　⑮の地点から60度36分43秒6.31メートルの地点

ウ　面積

Ａ区域　833.54平方メートル
Ｂ区域　120.92平方メートル
合　計　954.46平方メートル

(2)　埋立てに関する工事の施行区域

ア　位置　伊平屋村字野甫コシノ川原１番５、１番５から194番７を経て194番１に至る間の土地に接する無地番地及び194番８の地内並びに194番８の地先公有水面

イ　区域　次の各地点を順次に結んだ線及びⒶの地点とⒻの地点を結んだ線により囲まれた区域

Ⓐの地点　四等三角点東５野甫（北緯26度59分27秒9163、東経127度55分15秒4586）から45度30分25秒664.71メートルの地点
Ⓑの地点　Ⓐの地点から315度34分20秒76.35メートルの地点
Ⓒの地点　Ⓑの地点から45度33分34秒163.00メートルの地点
Ⓓの地点　Ⓒの地点から135度33分34秒280.23メートルの地点
Ⓔの地点　Ⓓの地点から180度33分34秒62.28メートルの地点
Ⓕの地点　Ⓔの地点から298度８分45秒259.83メートルの地点

ウ　面積　32,033.04平方メートル

４　埋立地の用途　ふ頭用地

沖縄県告示第268号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第２条第１項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成21年４月17日

仲田港港湾管理者　沖縄県
代表者　沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

１　埋立免許の年月日及び指令番号　平成21年３月31日　沖縄県指令土第451号
２　免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
(1)　免許を受けた者　那覇市泉崎１丁目２番２号　沖縄県
(2)　代表者　那覇市寄宮１丁目７番１号　沖縄県知事　仲井眞弘多
３　埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
(1)　埋立区域
ア　位置　伊是名村字仲田上仲田160番４、同字仲田仲田156番10、156番11及び156番２に接する無地番地の地先公有水面

イ　区域　次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と㉒の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点　一等三角点伊是名（北緯26度55分10秒6177、東経127度56分38秒9132）から47度４分22秒973.05メートルの地点

②の地点　①の地点から277度44分２秒94.46メートルの地点

③の地点　②の地点から７度44分１秒55.09メートルの地点

④の地点　③の地点から277度44分５秒25.53メートルの地点

⑤の地点　④の地点から166度52分36秒9.61メートルの地点

⑥の地点　⑤の地点から148度43分37秒12.87メートルの地点

⑦の地点　⑥の地点から172度59分23秒10.34メートルの地点

⑧の地点　⑦の地点から199度35分22秒10.22メートルの地点

⑨の地点　⑧の地点から176度18分28秒10.20メートルの地点

⑩の地点　⑨の地点から187度17分26秒10.00メートルの地点

⑪の地点　⑩の地点から177度４分15秒10.18メートルの地点

⑫の地点　⑪の地点から175度45分50秒7.22メートルの地点

⑬の地点　⑫の地点から140度７分26秒4.36メートルの地点

⑭の地点　⑬の地点から153度57分24秒12.03メートルの地点

⑮の地点　⑭の地点から106度57分47秒6.28メートルの地点

⑯の地点　⑮の地点から118度25分11秒4.08メートルの地点

⑰の地点　⑯の地点から119度23分30秒19.10メートルの地点

⑱の地点　⑰の地点から114度０分35秒15.42メートルの地点

⑲の地点　⑱の地点から116度43分57秒17.00メートルの地点

⑳の地点　⑲の地点から102度９分26秒8.03メートルの地点

㉑の地点　⑳の地点から７度41分45秒20.07メートルの地点

㉒の地点　㉑の地点から97度55分30秒25.97メートルの地点

ウ　面積　4,995.86平方メートル

(2)　埋立てに関する工事の施行区域

ア　位置　伊是名村字仲田上仲田160番４の地内、同字仲田仲田156番２の地内、同字仲田仲田156番10から156番９を経て156番２に至る間の土地に接する無地番地の地内及び同無地番地の地先公有水面

イ　区域　次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と㊿の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点　一等三角点伊是名（北緯26度55分10秒6117、東経127度56分38秒9132）から41度46分50秒975.65メートルの地点

②の地点　①の地点から277度48分20秒40.03メートルの地点

③の地点　②の地点から７度48分29秒3.02メートルの地点

④の地点　③の地点から277度48分43秒11.00メートルの地点

⑤の地点　④の地点から187度48分49秒2.51メートルの地点

⑥の地点　⑤の地点から181度０分４秒0.52メートルの地点

⑦の地点　⑥の地点から97度51分58秒0.15メートルの地点

⑧の地点　⑦の地点から180度27分９秒9.88メートルの地点

⑨の地点　⑧の地点から180度27分58秒10.08メートルの地点

⑩の地点　⑨の地点から177度36分47秒10.16メートルの地点

⑪の地点　⑩の地点から176度37分31秒10.19メートルの地点

⑫の地点　⑪の地点から175度57分40秒10.21メートルの地点

⑬の地点　⑫の地点から174度11分41秒10.29メートルの地点

⑭の地点　⑬の地点から175度５分９秒10.25メートルの地点

⑮の地点　⑭の地点から173度47分10秒6.01メートルの地点

⑯の地点　⑮の地点から171度36分４秒5.37メートルの地点

⑰の地点　⑯の地点から82度54分40秒3.95メートルの地点

⑱の地点　⑰の地点から188度38分37秒4.37メートルの地点

⑲の地点　⑱の地点から170度46分24秒2.64メートルの地点
⑳の地点　⑲の地点から262度47分49秒2.64メートルの地点
㉑の地点　⑳の地点から166度30分50秒8.31メートルの地点
㉒の地点　㉑の地点から160度26分37秒7.80メートルの地点
㉓の地点　㉒の地点から54度50分42秒8.29メートルの地点
㉔の地点　㉓の地点から70度２分52秒1.74メートルの地点
㉕の地点　㉔の地点から93度26分14秒2.19メートルの地点
㉖の地点　㉕の地点から119度36分38秒12.58メートルの地点
㉗の地点　㉖の地点から116度22分32秒37.99メートルの地点
㉘の地点　㉗の地点から141度35分６秒1.50メートルの地点
㉙の地点　㉘の地点から164度53分12秒1.52メートルの地点
㉚の地点　㉙の地点から98度48分24秒0.43メートルの地点
㉛の地点　㉚の地点から232度53分28秒2.83メートルの地点
㉜の地点　㉛の地点から187度49分19秒0.50メートルの地点
㉝の地点　㉜の地点から97度42分２秒11.02メートルの地点
㉞の地点　㉝の地点から７度27分58秒0.50メートルの地点
㉟の地点　㉞の地点から322度11分34秒2.81メートルの地点
㊱の地点　㉟の地点から97度52分44秒4.42メートルの地点
㊲の地点　㊱の地点から７度41分49秒18.61メートルの地点
㊳の地点　㊲の地点から81度８分０秒3.58メートルの地点
㊴の地点　㊳の地点から97度44分６秒27.13メートルの地点
㊵の地点　㊴の地点から７度43分56秒27.50メートルの地点
㊶の地点　㊵の地点から277度45分48秒2.63メートルの地点
㊷の地点　㊶の地点から358度20分31秒16.45メートルの地点
㊸の地点　㊷の地点から291度46分11秒5.71メートルの地点
㊹の地点　㊸の地点から25度50分57秒10.70メートルの地点
㊺の地点　㊹の地点から２度36分11秒10.04メートルの地点
㊻の地点　㊺の地点から335度23分16秒11.84メートルの地点
㊼の地点　㊻の地点から357度26分44秒10.16メートルの地点
㊽の地点　㊼の地点から349度37分17秒7.99メートルの地点
㊾の地点　㊽の地点から29度47分５秒36.67メートルの地点
㊿の地点　㊾の地点から277度49分15秒69.85メートルの地点

ウ　面積　13,256.46平方メートル

４　埋立地の用途　ふ頭用地

沖縄県告示第269号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第１項の規定により、名護市字茂佐第二土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成21年４月17日

沖縄県知事　仲井眞　弘多

理事でなくなった者の氏名及び住所

氏　名	住　所
呉屋信三	名護市字宇茂佐354番地

公　　告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第２項の規定により、平成21年３月25日県議会の議決を経た平成21年度沖縄県一般会計予算、平成21年度沖縄県特別会計予算及び平成21年度沖縄県企業会計予算の要領を別冊のとおり公表する。

平成21年４月17日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第10条第１項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成21年５月25日まで縦覧に供する。

平成21年４月17日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

1　申請のあった年月日　平成21年３月26日
2　申請に係る特定非営利活動法人の名称　特定非営利活動法人キャリア教育推進協議会
3　代表者の氏名　吉本哲夫
4　主たる事務所の所在地　沖縄県沖縄市胡屋五丁目13番２号
5　定款に記載された目的　この法人は、県民（特に若年者）に対して、キャリア教育に関する事業を行い、地域社会に貢献する人材の育成の推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第25条第４項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成21年５月26日まで縦覧に供する。

平成21年４月17日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

1　申請のあった年月日　平成21年３月27日
2　申請に係る特定非営利活動法人の名称　特定非営利活動法人八重山星の会
3　代表者の氏名　通事安夫
4　主たる事務所の所在地　沖縄県石垣市字大川552番地
5　定款に記載された目的　この法人は、個人・団体に対して沖縄県の地理的・自然的特性を生かした、質・量ともに国内唯一の南天観望地での星空観察を核とした、宇宙科学・自然科学への造詣を深めるための普及活動及び星空保全のための教育活動に関する事業を行い、自然科学教育・星文化・観光の振興など公益の増進に寄与することを目的とする。

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第２項第２号の規定により、次のとおり宅地建物取引業者について業務の停止を命令した。

平成21年４月17日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

1　宅地建物取引業者の商号及び代表者氏名　有限会社隆盛建設　田場盛勝
2　事務所の所在地　宜野湾市大山六丁目27番８号
3　免許年月日及び免許証番号　平成16年４月27日　沖縄県知事（１）第3634号
4　業務停止の内容及び期間
　(1)　内容　業務の全部停止
　(2)　期間　平成21年４月18日から同年５月17日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第２項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成21年４月17日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

1　開発許可年月日及び指令番号　平成20年12月18日　沖縄県指令土第1002号、平成21年３月５日　沖縄県

指令土第136号（変更）
２　開発区域に含まれる地域の名称　石垣市字真栄里262番１ほか３筆（Ｂ工区）
３　公共施設　なし
４　開発許可を受けた者の所在地及び名称　石垣市字登野城69番地　合資会社ケイアンドティトレーディング　代表役員　大浜寛詳
５　検査済証番号　平成21年４月10日　第2710号
６　工事完了年月日　平成21年３月24日

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話　098-866-2074

印刷所　有限会社　金　城　印　刷
〒901-0305 糸満市西崎町五丁目９番16号
販売所　株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503
那覇市久茂地１丁目１番１号・デパートリウボウ内１Ｆ
購読料　１部１箇月1,800円

県章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
（当日が県の休日に当たるときは休刊とする。）

平成21年度沖縄県一般会計予算、平成21年度沖縄県特別会計予算及び平成21年度沖縄県企業会計予算の要領

平成21年度沖縄県一般会計予算

平成21年度沖縄県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ592,519,000千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
1 県税		93,189,000 千円
	1 県民税	33,426,000
	2 事業税	17,302,000
	3 地方消費税	12,770,000
	4 不動産取得税	3,903,000
	5 県たばこ税	2,731,000
	6 ゴルフ場利用税	944,000
	7 自動車取得税	1,515,000
	8 軽油引取税	6,588,000
	9 自動車税	12,998,000
	10 鉱区税	13,000
	11 狩猟税	5,000
	12 石油価格調整税	917,000
	13 産業廃棄物税	77,000
2 地方消費税清算金		21,345,439
	1 地方消費税清算金	21,345,439
3 地方譲与税		8,615,000
	1 地方法人特別譲与税	7,853,000
	2 地方揮発油譲与税	599,000
	3 石油ガス譲与税	36,000
	4 航空機燃料譲与税	127,000
4 地方特例交付金		1,393,983
	1 地方特例交付金	1,111,839
	2 特別交付金	282,144
5 地方交付税		183,845,000
	1 地方交付税	183,845,000
6 交通安全対策特別交付金		417,000
	1 交通安全対策特別交付金	417,000
7 分担金及び負担金		1,247,811
	1 分担金	72,991
	2 負担金	1,174,820

款	項	金額
8 使用料及び手数料		14,121,799 千円
	1 使用料	11,445,697
	2 手数料	275,264
	3 証紙収入	2,400,838
9 国庫支出金		145,554,474
	1 国庫負担金	44,087,770
	2 国庫補助金	99,409,997
	3 委託金	2,056,707
10 財産収入		2,767,409
	1 財産運用収入	1,480,272
	2 財産売払収入	1,287,137
11 寄附金		12,985
	1 寄附金	12,985
12 繰入金		15,631,617
	1 特別会計繰入金	2,211,893
	2 基金繰入金	13,419,724
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		21,395,682
	1 延滞金、加算金及び過料	711,002
	2 県預金利子	99,599
	3 公営企業貸付金元利収入	10,000
	4 貸付金元利収入	12,694,760
	5 受託事業収入	693,985
	6 収益事業収入	4,920,000
	7 利子割精算金収入	1,249
	8 雑入	2,265,087
15 県債		82,981,800
	1 県債	82,981,800
歳入合計		592,519,000

歳　出

款	項	金額
1 議会費		1,324,071 千円
	1 議会費	1,324,071
2 総務費		37,519,363
	1 総務管理費	17,317,417
	2 企画費	10,744,949
	3 徴税費	5,435,902
	4 市町村振興費	1,546,221
	5 選挙費	708,215
	6 防災費	670,508
	7 統計調査費	731,076
	8 人事委員会費	164,280
	9 監査委員費	200,795
3 民生費		77,412,699
	1 社会福祉費	51,329,291
	2 児童福祉費	19,448,564
	3 生活保護費	6,605,878
	4 災害救助費	28,966
4 衛生費		22,937,155
	1 公衆衛生費	6,705,294
	2 環境衛生費	1,359,089
	3 環境保全費	796,317
	4 保健所費	2,578,762
	5 医薬費	3,064,693
	6 保健衛生費	8,433,000
5 労働費		4,036,125
	1 労政費	3,388,103
	2 職業訓練費	515,507
	3 労働委員会費	132,515

款	項	金額
6 農林水産業費		55,596,616 千円
	1 農業費	9,891,974
	2 畜産業費	2,620,943
	3 農地費	32,099,501
	4 林業費	2,709,530
	5 水産業費	8,274,668
7 商工費		21,302,914
	1 商業費	1,524,139
	2 工鉱業費	17,754,366
	3 観光費	2,024,409
8 土木費		81,942,266
	1 土木管理費	2,261,078
	2 道路橋りょう費	30,686,649
	3 河川海岸費	9,837,246
	4 港湾費	9,569,477
	5 都市計画費	17,640,313
	6 住宅費	4,838,820
	7 空港費	7,108,683
9 警察費		32,041,246
	1 警察管理費	29,873,511
	2 警察活動費	2,167,735
10 教育費		149,341,829
	1 教育総務費	6,669,887
	2 小学校費	48,022,590
	3 中学校費	29,454,951
	4 高等学校費	45,041,856
	5 特別支援学校費	14,623,678
	6 社会教育費	1,495,720
	7 保健体育費	1,766,075
	8 大学費	2,267,072

款	項	金額
11 災害復旧費		3,759,854 千円
	1 農林水産施設災害復旧費	1,724,489
	2 土木施設災害復旧費	1,968,991
	3 教育施設災害復旧費	66,374
12 公債費		77,179,434
	1 公債費	77,179,434
13 諸支出金		27,925,428
	1 ゴルフ場利用税交付金	660,619
	2 自動車取得税交付金	1,007,151
	3 公営企業費	462,634
	4 財政調整基金積立金	28,579
	5 県有施設整備基金積立金	1,171,673
	6 利子割交付金	461,989
	7 配当割交付金	81,989
	8 株式等譲渡所得割交付金	97,630
	9 利子割精算金	1,000
	10 退職手当基金積立金	40,410
	11 減債基金積立金	76,647
	12 地域振興基金積立金	4,848
	13 地方消費税交付金	10,729,022
	14 地方消費税清算金	13,101,237
14 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出合計		592,519,000

第２表　債務負担行為

事項	期間	限度額
		千円
賦課徴収費	平成22年度から 平成26年度まで	430,893
電子自治体推進事業費	平成22年度から 平成26年度まで	509,455
医学臨床研修事業費	平成22年度から 平成23年度まで	卒後医学臨床研修事業に関する沖縄県とハワイ大学との契約額132,147千円に為替相場の変動に伴う額を加えた額を限度額とする。
農業近代化資金等利子補給金	平成22年度から 平成36年度まで	42,051
経営体育成資金融通等利子補給金	平成22年度から 平成28年度まで	877
平成21年度に沖縄県農業協同組合及び全国農地保有合理化協会が、沖縄県農業開発公社に融資したことによって損害を受けた場合の損失補償	平成21年度から 平成31年度まで	沖縄県農業開発公社が事業を行うため金融機関等から資金を借り入れた場合の総額326,576千円に約定利息と損失が生じた場合の損失額及びその利息を加えた額を限度額とする。
漁業近代化資金利子補給金	平成22年度から 平成36年度まで	10,519
小規模企業者等設備貸与事業損失補償	平成23年度から 平成30年度まで	15,000
機械類貸与事業損失補償	平成23年度から 平成30年度まで	75,000
小規模企業対策資金損失補償	平成21年度から 平成32年度まで	54,600

事項	期間	限度額
		千円
小口零細企業資金損失補償	平成21年度から 平成32年度まで	39,000
ベンチャー支援資金損失補償	平成21年度から 平成32年度まで	5,184
産業振興資金（企業立地推進貸付）損失補償	平成21年度から 平成40年度まで	11,880
創業者支援資金損失補償	平成21年度から 平成32年度まで	50,400
中小企業セーフティネット資金損失補償	平成21年度から 平成30年度まで	79,200
新事業分野進出資金損失補償	平成21年度から 平成35年度まで	19,800
原油・原材料高騰対策支援資金損失補償	平成21年度から 平成32年度まで	39,600
沖縄ＩＴ津梁パーク整備事業	平成21年度から 平成36年度まで	4,930,500
公共地方道新設改良費（県道36号線）	平成22年度	400,000
公共地方道新設改良費（平良下地島空港線・一般部上部工）	平成22年度	2,580,000
公共地方道新設改良費（平良下地島空港線・主航路部下部工）	平成22年度から 平成23年度まで	2,676,000
公共地方道新設改良費（平良下地島空港線・主航路部上部工）	平成22年度から 平成24年度まで	4,944,000
県営住宅建設費	平成22年度から 平成23年度まで	1,050,000

事　　項	期　　間	限　度　額
		千円
住宅市街地総合整備費	平成22年度	264,400
空港管理運営費	平成22年度	152,000
教育用設備整備費	平成22年度から 平成26年度まで	388,853
学校建設費	平成22年度	2,293,762
施設整備費	平成22年度	955,153
情報管理費（情報管理費）	平成22年度から 平成26年度まで	55,391
情報管理費（情報管理費）	平成22年度から 平成26年度まで	14,153
情報管理費（ＩＴ化基盤整備事業）	平成22年度から 平成26年度まで	144,882
事務局運営費（県議会事務局）	平成21年度から 平成34年度まで	87,737

第３表　地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
中部合同庁舎建設事業	233,200	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 (借入時期) 平成21年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年９%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
地域総合整備資金貸付事業	1,700,000			
防災基盤整備事業	162,200			
石綿健康被害救済制度推進事業	12,800			
一般公共事業	11,308,000			
ＩＴ津梁パーク事業	280,000			
県営住宅建設事業	876,900			
県単道路整備事業	895,600			
県単河川等整備事業	514,600			
県単離島空港整備事業	283,400			
旭橋再開発事業	57,100			
市街地再開発事業	75,600			
新石垣空港建設事業	208,600			
電線共同溝整備事業	33,700			
億首川河川改修事業	4,800			
警察庁舎等施設整備事業	746,000			
交通安全施設整備事業	117,200			
高等学校施設整備事業	1,543,600			
特別支援学校施設整備費	731,700			
災害復旧事業	596,800			
行政改革推進債	600,000			
退職手当債	7,000,000			
臨時財政対策債	45,700,000			
合計	73,681,800			

平成21年度沖縄県農業改良資金特別会計予算

平成21年度沖縄県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ323,683千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
１ 繰入金		893 千円
	１ 一般会計繰入金	893
２ 繰越金		228,126
	１ 繰越金	228,126
３ 諸収入		94,664
	１ 県預金利子	702
	２ 貸付金元利収入	91,613
	３ 雑入	2,349
歳入合計		323,683

歳　出

款	項	金額
１ 農林水産業費		312,898 千円
	１ 農業費	312,898
２ 公債費		7,190
	１ 公債費	7,190
３ 繰出金		3,595
	１ 繰出金	3,595
歳出合計		323,683

平成21年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成21年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,240,340千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
１　繰越金		58,768 千円
	１　繰越金	58,768
２　諸収入		1,181,572
	１　貸付金元利収入	1,179,700
	２　雑入	1,872
歳入合計		1,240,340

歳　出

款	項	金額
１　商工費		58,769 千円
	１　商業費	58,769
２　公債費		1,181,571
	１　公債費	1,181,571
歳出合計		1,240,340

平成21年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算

平成21年度沖縄県中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ500,448千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
１ 繰入金		80,093 千円
	１ 一般会計繰入金	80,093
２ 諸収入		420,355
	１ 貸付金元利収入	420,355
歳入合計		500,448

歳　出

款	項	金額
１ 中小企業振興費		500,448 千円
	１ 中小企業振興費	500,448
歳出合計		500,448

平成21年度沖縄県下地島空港特別会計予算

平成21年度沖縄県下地島空港特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ712,837千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		642,610 千円
	1 使用料	642,610
2 財産収入		4,767
	1 財産運用収入	4,765
	2 財産売払収入	2
3 繰越金		64,525
	1 繰越金	64,525
4 諸収入		935
	1 雑入	935
歳入合計		712,837

歳　出

款	項	金額
1 土木費		712,837 千円
	1 空港費	712,837
歳出合計		712,837

平成21年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成21年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ218,982千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
1 繰入金		3,122 千円
	1 一般会計繰入金	3,122
2 繰越金		57,925
	1 繰越金	57,925
3 諸収入		157,935
	1 貸付金元利収入	157,070
	2 雑入	865
歳入合計		218,982

歳　出

款	項	金額
1 民生費		218,982 千円
	1 母子寡婦福祉費	218,982
歳出合計		218,982

平成21年度沖縄県下水道事業特別会計予算

平成21年度沖縄県下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,836,669千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表地方債」による。

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		5,503,789 千円
	1 負担金	5,503,789
2 国庫支出金		5,379,000
	1 国庫補助金	5,379,000
3 財産収入		305
	1 財産運用収入	305
4 繰入金		657,348
	1 一般会計繰入金	657,348
5 繰越金		123,000
	1 繰越金	123,000
6 諸収入		1
	1 雑入	1
7 県債		1,164,805
	1 県債	1,164,805
8 使用料及び手数料		8,421
	1 使用料	8,421
歳入合計		12,836,669

歳　出

款	項	金額
1 土木費		11,513,676 千円
	1 都市計画費	11,513,676
2 公債費		1,322,993
	1 公債費	1,322,993
歳出合計		12,836,669

第２表　債務負担行為

事　　項	期　　間	限　度　額
		千円
中城湾流域下水道維持管理費	平成22年度から平成24年度まで	853,904
中城湾南部流域下水道維持管理費	平成22年度から平成24年度まで	440,109
中部流域下水道建設費	平成22年度	404,000
公共下水道建設費	平成22年度	76,000

第３表　地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
下水道事業	1,164,805	（借入方法） 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 （借入時期） 平成21年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年9%以内	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合　計	1,164,805			

平成21年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算

平成21年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ157,913千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
1 財産収入		19,383 千円
	1 財産運用収入	19,383
2 繰越金		138,528
	1 繰越金	138,528
3 諸収入		2
	1 雑入	2
歳入合計		157,913

歳　出

款	項	金額
1 土地管理業務費		26,707 千円
	1 土地管理業務費	26,707
2 予備費		131,206
	1 予備費	131,206
歳出合計		157,913

平成21年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成21年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81,957千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
１ 繰越金		36,644 千円
	１ 繰越金	36,644
２ 諸収入		45,313
	１ 貸付金元利収入	45,000
	２ 雑入	313
歳入合計		81,957

歳　出

款	項	金額
１ 農林水産業費		81,957 千円
	１ 水産業費	81,957
歳出合計		81,957

平成21年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算

平成21年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ396,791千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		207,428 千円
	1 使用料	207,428
2 繰入金		115,751
	1 一般会計繰入金	115,751
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		73,611
	1 雑入	73,611
歳入合計		396,791

歳　出

款	項	金額
1 中央卸売市場事業費		288,369 千円
	1 中央卸売市場事業費	288,369
2 公債費		108,422
	1 公債費	108,422
歳出合計		396,791

平成21年度沖縄県林業改善資金特別会計予算

平成21年度沖縄県林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,249千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
１ 繰入金		249 千円
	１ 一般会計繰入金	249
２ 繰越金		6,450
	１ 繰越金	6,450
３ 諸収入		8,550
	１ 貸付金元利収入	8,550
歳入合計		15,249

歳　出

款	項	金額
１ 農林水産業費		15,249 千円
	１ 林業費	15,249
歳出合計		15,249

平成21年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算

平成21年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,211,710千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表地方債」による。

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
1 国庫支出金		2,208 千円
	1 国庫補助金	2,208
2 財産収入		1,165,498
	1 財産売払収入	1,104,708
	2 財産運用収入	60,790
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		3
	1 県預金利子	1
	2 雑入	2
5 県債		1,044,000
	1 県債	1,044,000
歳入合計		2,211,710

歳　出

款	項	金額
1 商工費		49,285 千円
	1 工鉱業費	49,285
2 公債費		2,162,425
	1 公債費	2,162,425
歳出合計		2,211,710

第２表　地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業	1,044,000	（借入方法） 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 （借入時期） 平成21年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年9%以内	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合計	1,044,000			

平成21年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算

平成21年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ333,820千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表地方債」による。

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		101,000 千円
	1 使用料	101,000
2 繰入金		108,429
	1 一般会計繰入金	108,429
3 繰越金		16,391
	1 繰越金	16,391
4 県債		108,000
	1 県債	108,000
歳入合計		333,820

歳　出

款	項	金額
1 土木費		68,642 千円
	1 港湾費	68,642
2 公債費		265,178
	1 公債費	265,178
歳出合計		333,820

第２表　地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
宜野湾港施設整備事業	108,000	（借入方法） 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 （借入時期） 平成21年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年9%以内	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合計	108,000			

平成21年度沖縄県自由貿易地域特別会計予算

平成21年度沖縄県自由貿易地域特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ388,120千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		145,521 千円
	1 使用料	145,521
2 繰越金		150,285
	1 繰越金	150,285
3 諸収入		92,313
	1 雑入	92,312
	2 延滞金、加算金及び過料	1
4 繰入金		1
	1 一般会計繰入金	1
歳入合計		388,120

歳　出

款	項	金額
1 商工費		354,365 千円
	1 商業費	354,365
2 公債費		33,755
	1 公債費	33,755
歳出合計		388,120

平成21年度沖縄県産業振興基金特別会計予算

平成21年度沖縄県産業振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ155,818千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
１ 財産収入		147,026 千円
	１ 財産運用収入	147,026
２ 繰入金		8,792
	１ 一般会計繰入金	8,792
歳入合計		155,818

歳　出

款	項	金額
１ 産業振興費		155,818 千円
	１ 産業振興費	155,818
歳出合計		155,818

平成21年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算

平成21年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ440,076千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表地方債」による。

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		80,000 千円
	1 使用料	80,000
2 繰入金		307,453
	1 一般会計繰入金	307,453
3 繰越金		17,223
	1 繰越金	17,223
4 県債		35,400
	1 県債	35,400
歳入合計		440,076

歳　出

款	項	金額
1 土木費		22,874 千円
	1 港湾費	22,874
2 公債費		417,202
	1 公債費	417,202
歳出合計		440,076

第２表　地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
中城湾港整備事業	35,400	（借入方法） 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 （借入時期） 平成21年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年9%以内	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合計	35,400			

平成21年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算

平成21年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,743,455千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表地方債」による。

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
1 財産収入		108,555 千円
	1 財産売払収入	108,555
2 県債		1,634,900
	1 県債	1,634,900
歳入合計		1,743,455

歳　出

款	項	金額
1 土木費		377,655 千円
	1 港湾費	377,655
2 公債費		1,365,800
	1 公債費	1,365,800
歳出合計		1,743,455

第２表　地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
中城湾港マリン・タウン整備事業	1,634,900	（借入方法） 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 （借入時期） 平成21年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年9%以内	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合計	1,634,900			

平成21年度沖縄県駐車場事業特別会計予算

平成21年度沖縄県駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ157,948千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		105,890 千円
	1 使用料	105,890
2 繰入金		49,377
	1 一般会計繰入金	49,377
3 諸収入		2,681
	1 雑入	2,681
歳入合計		157,948

歳　出

款	項	金額
1 土木費		43,440 千円
	1 道路橋りょう費	43,440
2 公債費		114,508
	1 公債費	114,508
歳出合計		157,948

平成21年度沖縄県公共用地先行取得事業特別会計予算

平成21年度沖縄県公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ121,365千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
１ 繰入金		121,365 千円
	１ 一般会計繰入金	121,365
歳入合計		121,365

歳　出

款	項	金額
１ 公債費		121,365 千円
	１ 公債費	121,365
歳出合計		121,365

平成21年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算

平成21年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ234,159千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表地方債」による。

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
１　繰越金		100,059 千円
	１　繰越金	100,059
２　県債		134,100
	１　県債	134,100
歳入合計		234,159

歳　出

款	項	金額
１　公債費		234,159 千円
	１　公債費	234,159
歳出合計		234,159

第２表　地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業	134,100	（借入方法）証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 （借入時期）平成21年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年9%以内	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合計	134,100			

平成21年度沖縄県病院事業会計予算

（総　則）

第１条　平成21年度沖縄県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	2,354床
(2) 年間患者数	1,548,530人
入院	718,892
外来	829,638
病院	763,985
診療所	65,653
(3) 一日平均患者数	
入院	1,970人
外来	3,442
病院	3,170
診療所	272
(4) 主要な建設改良事業	
精和病院ナースコール設備取替工事	14,280千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第１款　病院事業収益	45,214,124千円
第１項　医業収益	39,919,596
第２項　医業外収益	5,274,537
第３項　特別利益	19,991

支　　出

第1款　病院事業費用	45,332,319千円
第1項　医業費用	44,049,322
第2項　医業外費用	1,113,752
第3項　特別損失	159,245
第4項　予備費	10,000

（資本的収入及び支出）

第4条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

第1款　資本的収入	3,790,371千円
第1項　企業債	684,900
第2項　他会計負担金	1,766,410
第3項　他会計補助金	1,317,358
第4項　国庫補助金	21,703

支　　出

第1款　資本的支出	3,790,371千円
第1項　建設改良費	764,201
第2項　企業債償還金	3,026,169
第3項　無形固定資産	1

（企業債）

第5条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1　起債の目的　県立病院及び附属診療所の施設整備、資産購入

2　限度額　684,900千円

3　起債の方法　証書借入又は証券発行

借入時期は、平成21年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の一部又は全部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。

4　利率　年9％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

5　償還の方法　据置期間を含め30年以内に元利均等又は元金均等等にて償還する。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

（一時借入金）

第6条　一時借入金の限度額は、13,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　収益的支出における医業費用、医業外費用及び特別損失相互間の流用

(2)　資本的支出における建設改良費、企業債償還金及び無形固定資産相互間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条　次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費　25,975,315千円

（他会計からの補助金）

第9条　一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,820,177千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第10条　たな卸資産の購入限度額は、9,208,133千円と定める。

（重要な資産の取得及び処分）

第11条　重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1　取得する資産	器械備品	心臓血管造影装置	1
2　取得する資産	器械備品	人工心肺装置	1

平成21年度沖縄県水道事業会計予算

（総　則）

第１条　平成21年度沖縄県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水対象	那覇市ほか20市町村及び１企業団
(2) 当年度総給水量	148,804千㎥
(3) 一日平均給水量	407千㎥
(4) 主要な建設改良事業	14,987,949千円
イ　多目的ダム建設負担金	2,304,645
ロ　西系列等水源開発事業	2,445,090
ハ　新石川浄水場等建設事業	10,238,214

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第１款　水道事業収益	16,232,641千円
第１項　営業収益	15,986,840
第２項　営業外収益	211,212
第３項　特別利益	34,589
支出	
第１款　水道事業費用	15,615,900千円
第１項　営業費用	13,252,472
第２項　営業外費用	2,284,038
第３項　特別損失	74,390
第４項　予備費	5,000

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,424,598千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額229,671千円、過年度分損益勘定留保資金4,600,135千円及び減債積立金594,792千円で補てんするものとする）。

収入	
第１款　資本的収入	17,567,785千円
第１項　補助金	13,731,541
第２項　企業債	3,325,000
第３項　固定資産売却代金	14,009
第４項　投資償還金	497,235
支出	
第１款　資本的支出	22,992,383千円
第１項　建設改良費	18,027,739
第２項　企業債償還金	2,951,624
第３項　国庫補助金返還金	13,020
第４項　他会計長期貸付金	2,000,000

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
新石川浄水場等建設事業	平成22年度から平成23年度まで	7,042,148千円
情報化推進事業	平成22年度から平成26年度まで	93,305千円

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1	起債の目的	①多目的ダム建設負担金　②導水、取水、浄水、送水施設整備事業
2	限度額	3,325,000千円
3	起債の方法	証書借入又は証券発行
4	利率	年９％以内
5	償還の方法	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は、9,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第８条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用

(2)　資本的支出における建設改良費、企業債償還金、国庫補助金返還金及び他会計長期貸付金相互間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第９条　次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)　職員給与費	2,475,606千円
(2)　交　際　費	150千円

（他会計からの補助金）

第10条　臨時財政特例債等の償還等に要する経費等にあてるための一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、354,564千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第11条　たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成21年度沖縄県工業用水道事業会計予算

（総　則）

第１条　平成21年度沖縄県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)　給　水　対　象	89事業所
(2)　当　年　度　総　給　水　量	6,222千㎥
(3)　一　日　平　均　給　水　量	17千㎥
(4)　主　要　な　建　設　改　良　事　業	36,000千円
名護地区工業用水道整備事業	36,000

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　入	
第１款　工業用水道事業収益	325,018千円
第１項　営　業　収　益	237,849
第２項　営　業　外　収　益	87,166
第３項　特　別　利　益	3
支　出	
第１款　工業用水道事業費用	346,564千円
第１項　営　業　費　用	305,518
第２項　営　業　外　費　用	39,392
第３項　特　別　損　失	1,154
第４項　予　備　費	500

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額152,635千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,906千円及び過年度分損益勘定留保資金150,729千円で補てんするものとする）。

収　　入	
第１款　資本的収入	58,271千円
第１項　補助金	58,270
第２項　固定資産売却代金	1
支　　出	
第１款　資本的支出	210,906千円
第１項　建設改良費	98,395
第２項　企業債償還金	61,947
第３項　国庫補助金返還金	564
第４項　投資	50,000

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
情報化推進事業	平成22年度から平成26年度まで	1,235千円

（一時借入金）

第６条　一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第７条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　工業用水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用

(2)　資本的支出における建設改良費、企業債償還金、国庫補助金返還金及び投資相互間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第８条　次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)　職員給与費　29,309千円

（他会計からの補助金）

第９条　一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、108,070千円である。

発　行　所	印 刷 所　有限会社　金　城　印　刷
沖 縄 県 総 務 部 **総務私学課** 電話　098-866-2074	〒901-0305 糸満市西崎町五丁目９番16号 販 売 所　株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地１丁目１番１号・デパートリウボウ内１Ｆ 購 読 料　１部１箇月1,800円